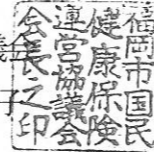




福運協 第 5 号
令和 2 年 2 月 5 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議
会 長 榑 木 晶 子



令和 2 年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

令和 2 年 1 月 2 1 日付け、保保年第 3 7 6 号にて貴職から諮問を受けた令和 2 年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

これまでの保険料負担水準や収支見込額を勘案し、次のとおりとする。

(1) 一般被保険者医療給付費分

令和 2 年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
5 3, 9 6 7 円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和 2 年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
2 0, 0 3 2 円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

令和 2 年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
2 4, 1 8 8 円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

政令に定める賦課限度額が改正されたことに伴い、福岡市においても中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、次のとおり答申する。

(1) 医療給付費分

「医療給付費分保険料の賦課限度額を 6 1 万円から 6 3 万円に引上げる諮問」
については、諮問どおり 6 3 万円とすることが適当である。

(2) 介護納付金分

「介護納付金分保険料の賦課限度額を 1 6 万円から 1 7 万円に引上げる諮問」
については、諮問どおり 1 7 万円とすることが適当である。

3. 本協議会の要望事項

(1) 国の制度改正により策定した赤字削減・解消計画及び県の激変緩和措置の見直しに伴う国民健康保険事業費納付金の増加を踏まえると、保険料の引き上げはやむを得ないところである。激変緩和措置の見直し部分は、被保険者の負担増加に配慮し保険料へ転嫁しないこととしたが、一方で保険料の負担が重いとの意見もあるため、市においても、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化などの財政健全化に努め、保険者機能等の強化に最大限取り組むよう要望する。

(2) 国民健康保険事業を取り巻く状況が極めて厳しい中、より一層の財政健全化を進めるには、被保険者自身が健康状態を理解し、健康の保持・増進に主体的に取り組むことが必要であるため、医療費の現状等を分かりやすく周知するよう努めること。併せて、関係団体との連携を強化し、詳細なデータ分析に基づく効果的な医療費適正化に積極的に取り組むよう要望する。

(3) 国民健康保険の都道府県単位化によっても、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決には至っていないことから、国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、抜本的な医療保険制度改革について、国へ強く求めるよう要望する。

また、都道府県単位化により実施された国民健康保険事業費納付金の激変緩和措置の見直しは、市町村の国民健康保険事業運営への影響や被保険者の負担増加を招いたことから、今後は適切な見通しによる安定的な財政運営に努めるとともに、医療費水準の平準化や事務の効率化に積極的に取り組むことについて、県へ強く求めるよう要望する。